

## 監査指針

### 1. 一般監査指針

#### (1) 一般的な留意事項

- 政治資金監査を行うに当たって、以下の事項に留意すること。
  - ・ 政治資金制度を理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。
  - ・ 公正かつ誠実に職務を果たすとともに、監査対象となる政治団体との間に密接な身分関係を有してはならないこと。
  - ・ 職業的専門家としての正当な注意を払い、予断や予見を持つことなく監査を行うこと。
  - ・ 監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
  - ・ 使用人等に対して、その職務の遂行上適切な指示等を行うこと。

#### (2) 調査方法

- 政治資金監査の調査方法については、全数を調査しなければならないこと。
- 政治資金監査は、原則として、政治団体の事務所で行わなければならないこと。
- 会計帳簿、領収書等については、その現物を確認しなければならないこと。

#### (3) 政治資金監査契約の締結

- 書面により監査契約を締結すること。
- 契約締結の時期は、監査対象年の開始前又は年の途中であっても差し支えないこと。

#### (4) 政治資金監査の事前準備

- ヒアリングを実施する日時等について、政治団体と合意しておくこと。
- 使用人等に対して監査の方法等を理解させること。
- 政治団体に対し、会計帳簿、領収書等の集約を要請すること。
- 政治団体に対し、領収書等の整理など、政治資金監査を受ける体制を整備するよう要請すること。
- 会計帳簿の記載や領収書等の保存等の会計事務について、必要な助言を行っても差し支えないこと。

## 2. 個別監査指針

### (1) 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

- 保存されているかどうかの確認を行う対象となる会計帳簿等の関係書類は、監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類であること。

### (2) 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

- 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認すること。
- 会計帳簿に支出先の住所を記載することとされているが、どのような監査を行うのか。
- 人件費については、どのようにして支出の状況を確認するのか。
- 領収書等については、どのような点（領収書等の3要件、あて名、真正性等）を確認するのか。
- 会計帳簿に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。
- 会計帳簿が、会計責任者の管理の下におかれているかどうかを確認すること。

### (3) 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

- 会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項が漏れなく転記されているかどうかを確認すること。
- 収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。

(4) 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

- 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等と会計帳簿とを突合し、記載不備がないかを確認すること。

(5) 会計責任者等に対するヒアリング

- 以下に掲げる事項について、会計責任者等に対してヒアリングを行うこと。
  - ・ 会計処理方法
  - ・ 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの
  - ・ 収支報告の適正を確保するため、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの
- 収支報告の適正を確保するため、支出の状況の詳細を確認する必要があるものとして、どのようなものがあるか（経常経費、他の政治団体に対する支出、公選法関係）。
- 会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対して行わなければならないこと。
- 会計責任者等に対するヒアリングは、必ず登録政治資金監査人が行わなければならないこと。